

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 過去問徹底攻略2018年版」正誤表・補遺について

平成 30 年度社会保険労務士試験は、平成 30 年 4 月 13 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 29 年 10 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 30 年 4 月 13 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2018 年 5 月 11 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 66	問 9D 2 行目・3 行目	平成 24 年と比較して、平成 29 年まで 平成 25 年 4 月から平成 30 年 3 月まで	平成 <u>29</u> 年と比較して、平成 <u>34</u> 年まで 平成 <u>30</u> 年 4 月から平成 <u>35</u> 年 3 月まで	5/11
p 67	問 9D 根拠・4 行目	平 25.2.25 第 12 次 第 12 次労働災害防止計画が進行中であり、平成 25 年 2 月 25 日	平 <u>29.2.28</u> 第 13 次 第 13 次労働災害防止計画が進行中であり、平成 29 年 2 月 <u>28</u> 日	5/11
p 131	問 3 イ 1 行目	2,300 円 (平成 27 年 8 月 1 日以降の額)	<u>2,460</u> 円 (法定額)	5/11
p 168	災問 10B・3 行目 災問 10E・3 行目	平成 29 年度	平成 <u>30</u> 年度	5/11
p 169	災問 10B・2 行目 災問 10B・1 行目	平成 29 年度	平成 <u>30</u> 年度	5/11
p 188	雇問 9E・1 行目	平成 29 年中	平成 <u>30</u> 年中	5/11
p 189	雇問 9E・2 行目	「平成 29 年中」の場合、14.6%は「9.0%」と、7.3%は「2.7%」	「平成 <u>30</u> 年中」の場合、14.6%は「 <u>8.9%</u> 」と、7.3%は「 <u>2.6%</u> 」	5/11
p 216	問 6E・1 行目	57 万円	<u>62</u> 万円	5/11
p 217	問 6B 根拠・1 行目	平 29.2.22 政令 26 号 平成 29 年度～は「54 万円」	平 <u>30.1.31</u> 政令 27 号 平成 <u>30</u> 年度～は「 <u>58</u> 万円」	5/11
p 233	問 9・見出し		<u>注) 出題当時のまま掲載している。</u>	5/11
p 237	問 4・見出し		<u>注) 出題当時のまま掲載している。</u>	5/11
p 239	問 5・見出し		<u>注) 出題当時のまま掲載している。</u>	5/11

p 242	問 10B・1 行目	平成 29 年 3 月末日現在	平成 30 年 3 月末日現在	5/11
p 294	問 2D 3 行目・4 行目	平成 27 年における特例 基準割合は、年 1.8% 平成 27 年の軽減期間で の延滞金の割合は年 2.8%	平成 30 年における特例基 準割合は、年 1.6% 平成 30 年の軽減期間での 延滞金の割合は年 2.6%	5/11
p 325	問 9B・2 行目	(平成 29 年度適用基準 ～	(平成 30 年度適用基準～	5/11
p 346	問 10D・1 行目	平成 29 年 4 月において	平成 30 年 4 月において	5/11
p 347	問 10D・1 行目	平成 29 年度の～	平成 30 年度の～	5/11
p 349	問 1B・2 行目	設けられていない。これ は、確実な年金受給のた めの手続きに直接影響す ることであるからである。	設けられていなかった。な お、平成 30 年 3 月 5 日よ り、「 <u>日本年金機構にマイ ナンバーが収録されてい る者</u> 」は、原則として、氏 名変更届の提出が不要と なった。	5/11
p 354	問 7 オ・1 行目	控除対象配偶者	<u>同一生計配偶者</u>	5/11
p 361	問 3 イ・1 行目	平成 29 年 4 月における 2 年前納の割引額（口座振 替の場合）は 15,640 円で あり、納めるべき保険料 (378,320 円) ～	平成 30 年 4 月における 2 年前納の割引額（口座振替 の場合）は <u>15,650 円</u> であり、 納めるべき保険料 (<u>377,350 円</u>) ～	5/11
p 373	問 6 ウ・1 行目	○ 設問のとおりであ る。平成 26 年度から口座 振替納付を条件に 2 年前 納制度が始まった。	× 設問のとおりであ った。～（中略）が始まった が、 <u>現行では、現金納付・ クレジットカード納付も 認められている。</u>	5/11
p 386	問 10・3 行目	平成 29 年度価額	平成 30 年度価額	5/11
p 387	問 10・5 行目	③平成 29 年度の～	③平成 30 年度の～	5/11
p 423	解答欄		<u>注) 出題当時のまま掲載し ている。</u>	5/11
p 424	解答欄		<u>注) 出題当時のまま掲載し ている。</u>	5/11

p 432	設問 2 2 行目以下	平成 29 年 告示する割合は年 0.7% 特例基準割合は年 1.7%	平成 30 年 告示する割合は年 0.6% 特例基準割合は年 1.6%	5/11
p 432	解答	D : ③2.7 (健康保険法附 則 9 条、平 28.12.12 財務 省告示 362 号) E : ⑧9.0 (同上)	D : <u>解なし</u> ・2.6 ((略)、平 29.12.12 財務省告示 332 号) E : <u>解なし</u> ・8.9	5/11
p 437	設問文 下から 4 行目	(平成 29 年度)	(平成 30 年度)	5/11
p 444	設問 1 6 行目	老人控除対象配偶者	<u>同一生計配偶者 (70 歳以 上の者に限る)</u>	5/11

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫
び申し上げます。

(最終更新：2018 年 7 月 3 日)

頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
p 303	問 9 カ・1 行目	連署をもって、	(削除)	7/3
p 313	問 10A・1 行目	累計限度額 (540 万円)	累計限度額 (<u>573</u> 万円)	5/11
p 417	解答 B	③100 分の 50	<u>解なし</u> ・100 分の 80	5/11
p 424	設問 1 3 行目	問題点の内訳	問題点の内訳に	5/11